令和３年２月８日

令和３年度当初予算説明資料

番号	11
事業名	一般不妊治療費助成金
予算額	4,000 千円
特定財源	県補助金
事業の概要	［内容］ 一般不妊治療のうち、保険適用外である人工授精を受けた夫婦に対し、その費用の一部を助成する。 ［事業費］ 4, 000千円 ［対象］ 一般不妊治療のうち人工授精を受けた夫婦に対し、1年度につき上限5万円の助成。 ※なお、治療開始が令和3年4月1日以降の方を対象とします。
事業の背景など	国は、不妊に悩む方への特定治療支援事業において、出産を希望する世帯に対し広く支援するため、令和4年度から不妊治療の保険適用を検討しており、それまでの間、特定不妊治療の支援を拡充することとなった。 このことから松阪市では、特定不妊治療費助成については国支援を中心とし、これまで助成のなかった一般不妊治療うち保険適用外である人工授精の治療費を助成することとした。
目的・効果など	国の支援制度に無い保険適用外の一般不妊治療を受けた夫婦の経済的な負担の軽減を図るとともに少子化対策に寄与する。
事業スケジュール	R3 年４月～　制度開始
添付資料	あり
備考	なし
担当課	健康福祉部　健康づくり課　電話 20-8087